

# 金属アーク溶接等作業に従事する皆様へ

「溶接ヒューム」が特定化学物質になります！

特定化学物質障害予防規則が改正されました

(令和3年4月1日施行(一部令和4年4月1日及び令和5年4月1日施行))

金属アーク溶接等で発生する「**溶接ヒューム**」は、これまで「粉じん」として健康障害防止対策を講じてきましたが、今般、溶接ヒュームに含まれる化学物質について労働者への健康障害のリスクが高いと認められたことから、粉じん対策に加え、**特定化学物質に追加**し、ばく露防止措置などの必要な対策を講じていただくために、政令と厚生労働省令の改正を行いました。

これにより、特定化学物質等作業主任者の選任や特殊健康診断及び作業環境測定の実施が義務付けられることとなりました。

## 1. 政令の改正の概要

- (1) 特定化学物質(第2類物質)に「溶接ヒューム」とこれまでマンガンから除かれていた「塩基性酸化マンガン」を追加しました。
- (2) これまで金属アーク溶接等作業を行うものについては「アーク溶接特別教育」を受講していただく必要がありましたが、今回の改正でこれに加え、アーク溶接等作業を現場で指揮する方は「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した方を**作業主任者として選任**する必要があります。なお、作業主任者の選任につきましては**令和4年4月1日**までに行ってください。
- (3) これまで金属アーク溶接等作業を行う者については粉じん障害防止のため、所見がない場合は3年に1回(所見のある場合には年1回)の「じん肺健康診断」の実施が必要でしたが、今回の改正で、「**溶接ヒューム**」に係る「**特殊健康診断**」についても**6か月以内にごとに1回、定期に実施**する必要があります。また、事後措置、監督署への報告等が必要になります。
- (4) 塩基性酸化マンガンの製造・取扱業務を行う屋内作業場については、作業環境測定の対象となります。  
なお、溶接ヒュームについては、定期的な作業環境測定の実施は必要ありません(詳細は「2. 厚生労働省令の改正の概要」を参照ください)。

「金属アーク溶接等作業」には、作業場所が屋内又は屋外であるに関わらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。なお、自動溶接を行う場合、溶接中に溶接機のトーチに近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれがある作業が含まれ、溶接作業に付帯する材料の搬入・排出作業等は含みません。

## 2. 厚生労働省令の改正の概要

- (1) 測定及び換気関係  
これまで金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、粉じん障害予防のため、少なくとも全体換気を行うこととされていましたが、今回の改正でも同様に、屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置(プッシュプル型換気装置、局所排気装置を含みます)が義務付けられます。



金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとする場合は、あらかじめ、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する資料採取機器（個人サンプラー）等を用いて行う測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定することが義務付けられます。

なお、法令の改正後に求められる措置を確実にを行うため、経過措置として、**令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については個人サンプラーによる測定を必ず実施する必要があります。**

上記測定の結果、溶接ヒューム濃度がマンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>以上の場合、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければなりません。

なお、この措置を講じたときは、その効果を確認するため、と同様に再度個人サンプラーによる測定が必要です。

上記及びによる測定を行ったときは、その結果を記録し金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から**3年間保存**しなければなりません。

## (2) 保護具関係

これまで金属アーク溶接等作業を行う者については粉じん障害防止のため、国家検定品のうち粒子捕捉率95%以上の呼吸用保護具（粉じんマスク）の着用が義務付けられていましたが、改正後においても溶接ヒュームによる健康障害防止のため、前記(1)、

で得られた結果などを踏まえ、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。

また、労働者は保護具を使うように命じられた時は使用しなければなりません。

なお、屋外や臨時の作業においては、溶接ヒューム濃度の測定は必要ありませんが、呼吸用保護具は使用しなければなりません。

のうち、前記(1)による測定結果をもって措置する部分については、**令和4年4月1日から適用**になります。

呼吸用保護具（粉じんマスク）のフィットテストについては、**令和5年4月1日から適用**になります。

## (3) その他特化則の適用により、以下の項目等への対応が必要になります。

- ・安全衛生教育の実施
- ・ぼろ等の処理
- ・不浸透性の床
- ・関係者以外の立ち入り禁止措置
- ・運搬貯蔵時の容器等の使用等
- ・休憩室の設置
- ・身体洗浄設備の設置
- ・喫煙又は飲食の禁止
- ・有効な呼吸用保護具の備え付け、常時有効かつ清潔保持等

## 3. 新たな規制への対応例について

令和3年 4月1日～	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 作業主任者技能講習修了者が不在又は不足する場合には、年度内に修了者の増員継続的に金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場について、個人サンプラーによる空气中的溶接ヒューム濃度の測定（年度内に） 金属アーク溶接等作用に従事する労働者に対する特定化学物質に係る健康診断の実施（以降6月ごとに年2回）</li><li>○ 上記濃度測定の結果に応じた換気装置等の準備及び呼吸用保護具の準備</li></ul>
令和4年 4月1日～	作業主任者技能講習修了者の中から作業主任者を選任 屋内場内の溶接ヒューム濃度に応じた換気 金属アーク溶接等作用に従事する労働者に呼吸用保護具を着用させる（粉じんに係る呼吸用保護具は、従前より着用させる義務があります）。
令和5年 4月1日～	呼吸用保護具（粉じんマスク）のフィットテスト

上記のうち ○は法定の義務、○は準備事項を示します。

### 【お問い合わせ先】 沖縄労働局 労働基準部 健康安全課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 098-868-4402

または、最寄りの労働基準監督署まで